

2024年度

瀬戸市子ども・若者支援活動応援金募集案内

瀬戸市では、子ども・若者が社会的自立に困難を抱えることを防ぐために行う支援活動に対し、応援金を交付します。

★ 応援金を申請できる人

子ども・若者とその家族(以下「支援対象者」と記載)を対象とした下記の応援事業を瀬戸市内で実施し、支援対象者に直接支援している非営利で活動する法人・団体・個人(以下「団体等」と記載)

※ 子ども・若者の定義…原則妊娠期を含めた0歳から39歳までの方

★ 応援事業の内容、概要、補助要件

応援事業の内容	概 要	補 助 要 件
① 子ども食堂事業	無料又は実費相当額で、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安心して過ごせる居場所を提供する事業で計画的かつ継続して開催するもの。(目安として、月に1回以上の開催。小中学校の長期休業中のみ開催の場合は、合計して8回以上の開催。)	・令和6年4月1日から令和7年2月28日までに実施する事業である ・応援事業は、支援対象者に直接行っているものである ・応援金の交付対象経費の項目については別表(次ページ)のとおり
② 食品や生活必需品の配布事業	無料または実費相当額で食品や生活必需品を直接配布する事業で計画的かつ継続的に開催するもの。(目安として、月に1回以上の開催。)	【除外要件】 ・公序良俗に反するもの ・営利を目的とするもの ・特定の支援対象者のみを対象とするもの ・瀬戸市の委託事業に該当するもの
③ 学習支援事業	学習習慣の定着及び基礎的な学力習得のために、無料または実費相当額で学習支援を行う事業で計画的かつ継続して開催するもの。(目安として、月2日以上かつ4時間以上開催。なお、基礎的な学力習得とは、学校の授業で培われる「読み・書き・計算」等といった基本的な知識の習得をいう)	【除外経費】 ・応援事業に参加する支援対象者以外の参加者に係る経費 ・応援事業と同時開催する営利を目的とした事業に係る経費 ・応援事業の実施にあたり参加者から徴収した実費相当額 ・この応援金とは別に国・地方公共団体・その他の法人・団体・個人から受領した補助金、助成金又は寄付金で交付対象経費に充当したもの
④ 居場所提供事業	安心して過ごせる居場所を無料又は実費相当額で提供する事業で計画的かつ継続的に開催する者。(目安として、月2日以上かつ4時間以上の開催。なお、参加者の相談に応じる体制を整える事業に限る。)	

別表

応援金対象経費項目	主な内容
備品購入費	調理器具、椅子、食器等の購入に要する経費
消耗品費	文具費、日用品費、材料費、医薬品代等
食料費	食料品の購入費
教材費	教科書、ノート等の教材費
光熱水費	電気・ガス・水道料金等
印刷費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
通信運搬費	郵便、宅配便等の運搬用費用等
交通費	食材の運搬や子どもの送迎等に係る交通費
燃料費	機器の燃料、ガソリン代等
使用料及び賃借料	会場等を使用するための費用 車両や機器類のリース料
謝金	従事するボランティア等の謝金
修繕費(上限5万円)	建物の修繕又は改修に係る経費 (事業実施に最低限必要な改修に限る。)
その他	応援事業に要する経費のうち、市長が必要と認める経費

※経費項目中、備品購入費は原則新規で立ち上げる場合のみ対象とします。他の経費についても、対象となるか詳細を別で定めています。お尋ねください。

★ 応援金の交付限度額

- ・ 1回の申請における交付限度額は、40万円までとする。
- ・ 団体等が応援事業に必要な交付対象経費額(1,000円未満切り捨て)
- ・ 補助限度額は1団体につき100万円までとする。

★ 申請の受付期間と方法

申請受付期間 令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)消印有効
申請書類等の提出方法は **持参 又は 郵送** とさせていただきます。電子データも併せてご提出ください。

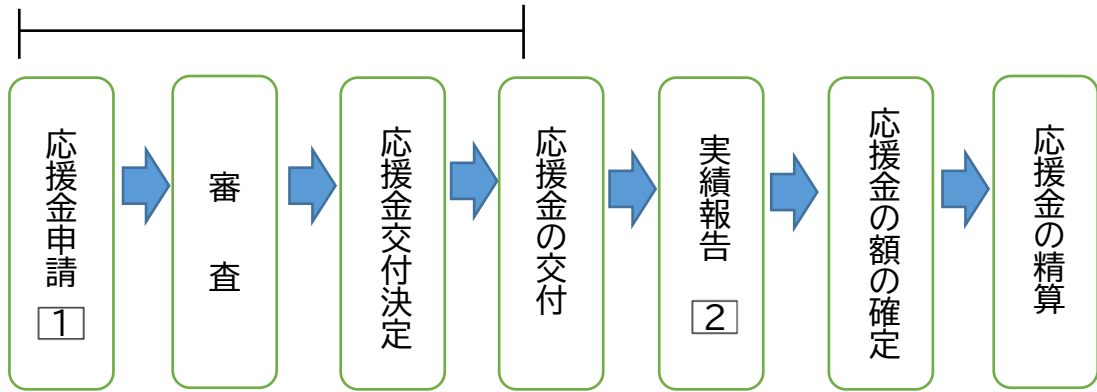
【注意点】

- ① 事業内容や書類の書き方等については、事前に相談いただけます。
- ② 事前の相談、窓口での申請については、予約をお願いします。
- ③ 提出された書類の審査の結果、内容についてお尋ねすることがあります。
- ④ 受付期間内であっても、予算に達した場合は早めに締め切ることがあります。
- ⑤ 郵送の際は、次頁「★★お問い合わせ(郵送)先★★」までお願いします。

★ 応募の詳細や応募書類

瀬戸市ホームページに掲載 申請書等をダウンロードできます。

申請から交付の可否決定までの所要期間:おおむね1か月程度



※ 申請書類

1 申請時に必ず提出する書類

- (1) 瀬戸市子ども・若者支援活動応援金交付申請書兼請求書
- (2) 瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業計画書
- (3) 申請者の公的身分証明書の写し(写真が貼付されている証明書は1点。写真がないものは2点提出してください。)
- (4) 申請内容を補完する書類等(施設利用証や支出経費)
- (5) 申請者名義の振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し(瀬戸市に口座登録がない場合)

★ 必須の提出書類とは別に、作成している場合に提出する書類

- (1) 年間事業計画書
- (2) 事業の内容が明確に示されているもの(定款、規約およびチラシ等)

2 実績報告時に必要な書類

- (1) 瀬戸市子ども・若者支援活動応援金実績報告書
- (2) 事業実績調書(事業の成果・実績、事業内容、活動写真)
- (3) 事業収支決算書
- (4) 支出対象経費の支払証拠書類(領収書の写し等)
- (5) 参加者名簿

★実績報告は、事業終了の日から15日以内又は3月15日のどちらか早い日までに提出してください。

★★お問い合わせ(郵送)先★★

〒489-0044 瀬戸市子ども・若者センター

愛知県瀬戸市栄町 45 パルティセと3階

TEL:0561-88-2636

E-mail:kowaka@city.seto.lg.jp

予約受付時間:平日9時15分から18時まで

(12/28から翌年1/4を除く)

瀬戸市子ども・若者支援活動応援金 Q&A

Q1 子ども食堂に、野菜を無料提供しているが、申請対象になるか。
A1 子ども食堂への食材提供ありがとうございます。しかし、この応援金は、 <u>直接</u> 子ども・若者に支援をする事業を対象としているので、申請対象とはなりません。
Q2 学習塾を開いている。他塾より安価でやっていると思うが申請対象となるか。
A2 この応援金は、非営利の事業を対象としています。営利目的であれば、対象とはなりません。
Q3 子ども食堂事業と、生活用品の配布事業の2つを行っている。この場合どのように申請するといいいのか。
A3 2つの事業の合計経費が、交付限度額以内であれば、複数事業の合算でも可能であり、その場合はひとつの事業とみなします。(例 補助要件に該当する場合、子ども食堂20万円、生活用品配布事業20万円を合算して申請できる。)ただし、単事業で申請予定の交付限度額を超える場合には、1回の申請では、単事業のみが申請対象となります。
Q4 年間経費50万円で子ども食堂を行っている。市の予算があれば2回目の申請が可能か。
A4 市の予算があれば、2回目の申請できる可能性があります。2回目の申請を検討される際はまずご相談ください。なお、2回目の申請は1回目の事業実績報告後の申請となります。
Q5 子ども・若者だけでなく、高齢者も対象に含めて事業を行っているが、この場合はどのように申請したらいいか。
A5 応援事業に支援対象者以外の参加者が含まれる場合は、支援対象者以外の参加者に係る経費を按分するなどして、除いて申請してください。
Q6 居場所提供で、相談に対応しているのが有資格者ではないが差し支えないか。
A6 差し支えありません。
Q7 自分たちの行っている事業が、対象になるか知りたい。
A7 お気軽にご相談ください。ただし、担当者が不在の場合もあるため、お手数ですが、事前にご相談日のご予約をお願いします。ご相談は電話でも来所でも可能です。
Q8 参加者から利用料(実費相当額)を徴収したが、どのように記載して実績報告すればよいか。
A8 事業収支決算書では、収入の項目欄に徴収した人数×費用の内訳を記載してください。(記入例を参考にしてください。)なお、徴収した利用料(実費相当額)は、交付対象経費から減額します。
Q9 寄付金を受けたとき、どのように記載して実績報告すればよいか。
A9 事業収支決算書では、収入の項目欄に「寄付金」と記載し、内訳の欄に、寄付金の充当先が交付対象経費か、対象外経費かを記載しておいてください。(記入例を参照してください。)なお、寄付金の充当先が交付対象経費の場合は、交付対象経費から減額します。